



地域の金融機関が信託業務で高齢者をサポートできる可能性

地方銀行や信用金庫など、地域の金融機関で受けられる金融サービスとして真っ先に思い浮かべるものは預金受入れや為替取引、融資のほか保険や投資信託の販売などが一般的と言えます。加えて近年では高齢者向けに相続・贈与に関連した業務など世代間をつなぐ商品・サービスを、信託銀行と連携して提供できるよう力を入れている金融機関も増えているようです。

金融資産の相続が増加

日本では、家計の金融資産は約1,903兆円あり（2019年12月末時点）、欧米に比べ現金・預金の比率が高く5割強を占めています。また年齢層別に見ると、高齢世帯ほど貯蓄残高が高くなっています。

一方、超高齢化が進むなか、相続の発生件数も増えています。国内における日本人の死亡者数は2018年には136万2,470人と、前年よりも約2万2,000人増加しました。日本は65歳以上の人口の割合が全人口の28.1%（2018年9月時点）を占める超高齢社会となっています。これを受けて、相続の発生件数が年々増加するとともに、相続人もまた高齢者となるケースが増加するとみられます。

相続税の対象となった財産の内訳を見ると、2009年までは土地が約半分を占めていましたが、2018年ではその割合は30%台まで下がり、代わって現預金と有価証券の割合が増えていることがわかります（図表1,2）。

金融機関が提供できるサービスが多様化

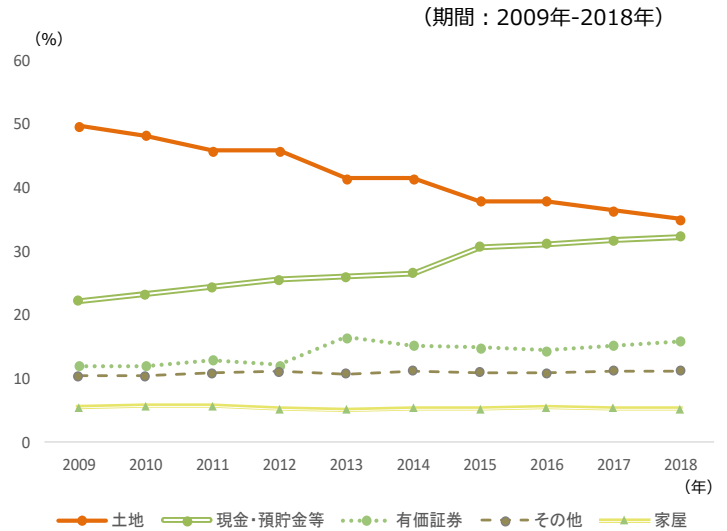
2018年の死亡者数のうち相続税の申告にかかる被相続人数は全体の8.5%にあたる116,341人のほり、課税価格は16兆2,360億円、一人あたりの相続人の数は約2.2人でした。

2015年1月に相続税法が改正され、相続税がかかる遺産金額が引き下げられたため、相続税は一部の富裕層のものではなく、身近な税金として意識されるようになってきました。同時に、長寿化による生活費等の資金計画や、死亡後に相続人らが遺産を巡ってトラブルとなる「争族」防止など、おカネを巡る課題は人それぞれにあります。そんななか、信託銀行等は高齢者向けに様々なサービスを提供しています。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

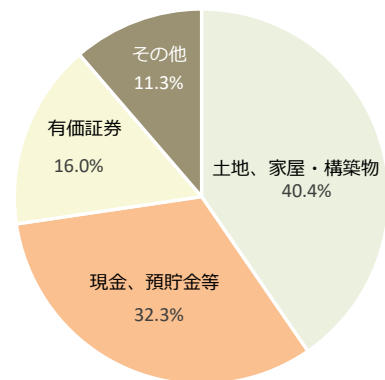
■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社で作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はおお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

図表1 相続財産の金額の構成比の推移



(出所) 国税庁「平成30年分 相続税の申告事績の概要」を基に岡三アセットマネジメント作成

図表2 相続財産の種類別内訳



(出所) 国税庁「平成30年分 相続税の申告事績の概要」を基に岡三アセットマネジメント作成



地域の金融機関が信託商品を提供可能に

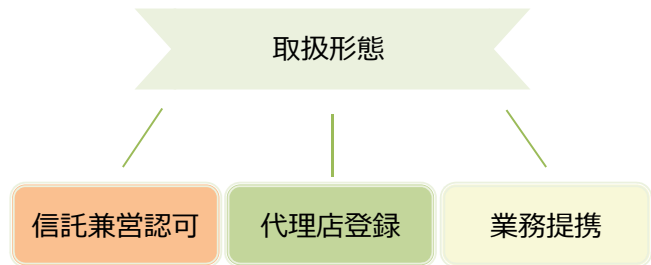
信託商品というと、従来は都市部にある信託銀行により取り扱われるイメージでした。しかし、近年では地域の金融機関が信託銀行と業務提携するなど、取扱形態が多様化し、多くの地方銀行や信用金庫などが信託業務を行えるようになってきています（図表3）。

地域の金融機関では、投資信託や保険商品の取り扱いほど浸透している段階にはないものの総合的な相談業務の中で信託商品の提案が行われるようです。各金融機関にとってもサービスを多様化することで世代を越えて新しい需要を取り込む機会にもなりそうです。

ニーズが高まりそうな信託商品

地域の金融機関に期待される高齢者向けの信託商品として下記のラインナップが一例として挙げられます。相続や贈与、生活費等の払い出しに関連する商品を取り上げてみました。

図表3 信託業務の取り組み形態



結婚・子育て支援信託

一定の条件で贈与税が非課税となる「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」に基づく信託商品です。当制度は2021年3月末までの期間限定です。

特定贈与信託

特定障害者として認められる一定の条件を満たした心身障害者、知的障害者、精神障害者等の生活の安定を目的に金銭等の財産を信託するものです。信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、受益者となる特定障害者に生活費等として定期的に金銭を払い出します。一定の条件で贈与税が非課税になります。

遺言代用信託

生存中のご自身の生活費として定期的に定額の払い出しを受け、相続発生後は通常の相続手続きを経ずに、指定された受取人に引き継ぐ等、遺言や死因贈与に類似する機能があります。受け取り方法や受取人の指定についての制限等は各商品により異なります。

暦年贈与信託

暦年課税制度の条件を満たす暦年贈与をサポートします。相続税や贈与税の対策となります。

(注) 上記は一般的な例であり、取扱の有無や商品内容については各金融機関により異なります。

＜本資料に関してご留意いただきたい事項＞

以上 (作成：投資情報部)

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85%(税抜3.5%)

- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3%以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09%(税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)